

令和2年（2020年）10月1日

保護者 様

市立札幌大通高等学校  
校長 網谷 和彦

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業・出席停止等の取扱いについて（お知らせ）

本校では、保護者の皆様にご協力をいただきながら、生徒や同居の方の健康観察やマスクの着用など、新型コロナウイルスの感染防止に最大限の努力をしているところです。

一方、札幌市においては、新型コロナウイルス感染症の感染が引き続き確認されており、今後、本校でも新型コロナウイルス感染症が発生する可能性も否定できません。本校で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、生徒の安全を最大限に守るため、下記のとおり対応していく予定です。

なお、下記対応を速やかに進めるためには、PCR検査についての情報が重要となりますので、お子様や同居のご家族が受検する場合には、必ず学校へご連絡ください。保護者の皆様には、あらかじめご承知いただくとともに、感染拡大防止に向けてご協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 臨時休業の取扱い

生徒、教職員その他学校に出入りする者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合において、その業務内容、行動履歴などから感染拡大防止に必要と認められるときは、必要な期間、臨時休業を行います。

##### 2. 出席停止の取扱い

次の各号に掲げる場合は、当該各号に記載のある期間、学校保健安全法第19条に規定する出席停止とします。一部変更になりましたので、ご確認ください。

- (1) 生徒が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、治癒するまでの間。
- (2) 生徒と同居している者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、次のいずれかの間。
  - ア 同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間。
  - イ 同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間。
- (3) 生徒が保健所から濃厚接触者として指定された場合は、保健所からの健康観察期間が終了するまでの間。

- (4) 前号に掲げる場合を除き、生徒がPCR検査を受けることになった場合は、結果が判明するまでの間。結果が陽性となったときは、引き続き治癒するまでの間。
- (5) 生徒本人又は同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、当該症状がみられる者の症状が消失するまでの間。ただし、新型コロナウイルス感染症以外の疾患の確定診断を受けたとき又は医師から新型コロナウイルス感染症ではないと告げられたときは、出席停止としない。
- (6) 上記(5)の場合において、生徒の兄弟姉妹が他の市立学校に在籍しているときは、同様に出席停止となるため、当該の保護者及び学校に連絡します。連絡を受けたときは、速やかに当該兄弟姉妹を下校させるように努めます。なお、この取り扱いは札幌市立幼稚園・学校のものであり、私立などの設置者が札幌市でない場合は、それぞれに対応を判断します。
- (7) 生徒が濃厚接触者と同居する場合、出席停止にはなりません。
- (8) 生徒及び生徒と同居している者が海外から帰国した場合は、当該帰国者が検疫所から自宅待機を求められた期間。

### 3. その他

- (1) 可能な限り保護者メールへの登録をお願いします。
- (2) 学校から連絡する際の電話番号先に変更があった場合には、必ず担任にご連絡下さい。
- (3) 学校ホームページや保護者メールからの情報を随時確認してください。
- (4) 新型コロナウイルス予防の観点から、引き続き、以下についてご協力・ご判断をよろしくをお願いします。
  - ア 毎日のご家庭での検温と健康観察を必ず行う。
  - イ 発熱など風邪等の症状がある場合には登校させない。
  - ウ 喘息等の基礎疾患のある場合には無理に登校させない。
- (5) 以上の取扱いは、感染者の行動歴、出席状況などに応じて変わりますのでご留意ください。
- (6) 今後の感染状況により、変更する可能性もあります。ご理解とご協力をお願いします。
- (7) 「市立幼稚園・学校における新型コロナウイルス感染対策について」、下記のリンクもご確認下さい。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/covid19taisaku.html>

※ご不明な点は、本校の副校長または教頭（電話番号011-251-0229）までご連絡ください。